

お知らせ

賃貸型応急住宅のご案内

千葉県では、昨年の台風15号からの一連の災害で、住家に半壊以上の被害を受けた方を対象に、災害救助法に基づき、アパート・借家等を借り上げ、2年間無償で提供する事業を実施しています(すでに転居されている方も対象となる場合があります)。

申し込みを希望される方は、市建築課までお問い合わせください。

◆申込締切 8月31日(月)

☎ 1588、FAX 201606

☎ 201588、FAX 201606

児童扶養手当現況届の提出を忘れずに!

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

受給者は、手当を引き続き受給できるかを確認する現況届を、毎年8月に提出していただきます。提出がない場合、11月分以降の手当が受給でき

なくなりますのでご注意ください。なお、前年の所得等により支給が停止されている方も現況届の提出が必要です。

提出書類 現況届、手当の受給年数や世帯構成により添付書類

手当額 本人および扶養義務者の前年の所得額(養育費含む)により決定

提出期間 8月3日(月)～31日(月)

提出場所 子育て支援課、本納支所

休日受付(子育て支援課のみ)
8月23日(日)8時30分～17時15分

詳しくは、7月末に送付する個別通知でご確認ください。

子育て支援課(2階)
☎ 201573、FAX 201610

障害年金をご存じですか?

障害のある方が次の3つの要件を全て満たしている場合は、障害基礎年金や障害厚生年金を受給できます。

①年金制度加入中に初診日があること

※初診日に加入していた年金制度により手続き先が異なります。初診日が20歳前ま

たは60歳から65歳までの年金未加入期間の方は障害基礎年金の対象です。

②一定の障害の状態にあること

③保険料納付要件を満たしていること

障害年金を受けるには、ご本人またはご家族による請求手続きが必要です。詳しくは、次の手続き先へご相談ください。

【手続き先】

・**障害基礎年金** 国保年金課(第3号被保険者期間に初診日のある方は年金事務所)

・**障害厚生年金** 年金事務所

※障害者手帳と障害年金の等級は判断基準が異なりますのでご注意ください。

国保年金課(2階)
☎ 201503、FAX 201600

☎ 043(242) 6320

千葉年金事務所

忘れずに納付しましょう!

固定資産税・都市計画税(第2期)と国民健康保険税(第1期)の納期限は7月31日(金)です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、国

民健康保険税の納税通知書は7月14日(火)に発送しました。

また、市税等の納付には、納め忘れない安心で確実な口座振替をおすすめします。

新型コロナウイルス感染症の影響など、納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

国収税課(2階)

☎ 201578、FAX 201609

自治会等の側溝清掃で集積した土砂を回収します

市では、自治会等の側溝清掃で集積した土砂の回収を行っています。回収する際は、土砂とゴミ(草・枝・空きびん・空き缶など)は分けて回収します。分別をお願いします。

また、蓋上げ機の貸し出しを行っていますので、利用する場合は、土砂の回収依頼と併せてご連絡ください。



国土管理課(7階)

☎ 201537、FAX 201605

Jアラート全国一斉情報伝達訓練



国および市において、地震や武力攻撃などの災害時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた情報伝達訓練を行います。市内の防災行政無線から左記のとおり放送されますので、ご理解・ご協力をお願いします。

◆訓練実施日時

5月20日(実施済み)、8月5日(追加実施)、10月7日(令和3年2月17日(い)ずれも11時ごろを予定)

◆訓練放送内容

〈上り4音チャイム〉
「これは、Jアラートのテストです。」(3回繰り返し)
「こちらは、ほうさいもばらです。」

〈下り4音チャイム〉
※国の判断により訓練を中止する場合があります。

防災対策課(4階)

☎ 367580、FAX 201602

